

## 特別名勝「松島」現状変更申請の対象地域について

七ヶ浜町の主に海岸部において、建物の建設など土地の現状を変更する場合、特別名勝「松島」の現状変更申請が必要となります。これは特別名勝「松島」の美しい景観を維持していくために、県の保存管理計画に基づき、東松島市から七ヶ浜町までの海岸部が保護地区に指定・管理されているものです。保護地区内において建築や工事等で現在の景観に手を加えて、形状等を変更しようとする場合は、文化財保護法第125条第1項(申請者が各省庁の出先機関などの場合、同法第168条第2項)に基づいて、宮城県教育委員会や文化庁の許可(同意)を得なければなりません。

### 七ヶ浜町に関わる保護地区(別添の保護地区区分図を参照)

#### 特別保護地区(緑色のエリア)

将来的にも現状のまま残し伝えていく必要があるため、下記の事項で松島の景観に及ぼす影響が軽微なもの以外の現状変更は認めない。

- (1) 学術的調査研究 (2) 森林の維持管理
- (3) 既存建物・工作物の同規模同程度以下の改築

宅地造成や建物・工作物の新設及び既存規模を超える増改築は認めない地域

#### 第1種保護地区(黄色のエリア)

特別保護地区と同様に将来的にもできる限り現状のまま残し伝えていく必要があるため、下記の事項で松島の景観に及ぼす影響が軽微なもの以外の現状変更は原則として認めない。

- (1) 既存施設の小規模な増改築・改良等
- (2) 既存農地のかさ上げ盛土(宅地を目的とした盛土は含まない)
- (3) 設置期間が90日間をこえない仮設物の設置
- (4) 人家密集地における一定規模の木造または簡易な建物・簡易な工作物の新設

#### 第2種保護地区(オレンジ色のエリア)

市街地や多くの集落が含まれており、自然景観と住民生活との調和を図りながら海上からの近景・遠景となる景観を保護していく必要があるため、下記の事項で松島の景観に及ぼす影響が軽微な必要最小限の現状変更を認めていく。

- (1) 建物・工作物の一定の高さでの新築・増改築(高さ10m以下)

宮城県教育委員会 1998『特別名勝「松島」保存管理計画』より引用

#### 町内の主な対象地域

湊 浜	砂場 弁天 新左工門
松ヶ浜	長根 神明前 浜屋敷 洞坂 丸山
菖蒲田浜	長砂 牛ノ鼻木 宅地
花 淵 浜	長須賀 金色 浜沼 表浜一 表浜二 戸谷場 山の神 保ヶ崎 誰道 社敷場 堤谷 寺坂 古館 館下 鹿野 観音堂 藤ヶ沢 上ノ山 高山
吉 田 浜	浜屋敷 上ノ台 寺山 宮前 居久保 大豆沢 二月田 東君ヶ岡 西君ヶ岡 前塚 沢尻 台 神明 後藤地
代ヶ崎浜	前島 向田 戸畑 影田 立花 峰 沢ノ上 八ヶ森 西

対象地域の該当の有無については、個人で判断せず歴史資料館に問い合わせ下さい。